

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正について（平成 19 年）

1 趣旨

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号。以下「改正政令」という。）により、平成 18 年 9 月 1 日から、石綿等の製造等が全面禁止されたところであるが、国民の安全上の観点等から代替化には実証試験が必要である化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業等の施設で使用される特殊な用途のジョイントシートガスケット等については、製造等の禁止が猶予され、改正政令に適用除外製品等として掲げられているところである。

厚生労働省としては、これらの適用除外製品等として掲げられた製品についても、早期の代替化を指導してきたところであるが、今般、その一部について、代替化が可能となったことから、これらの製造等を禁止するため、改正政令について所要の改正を行った。

2 改正の内容

代替化が可能となった次の適用除外製品等について、その製造等を禁止する。（別紙参照）

- (1) 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガスケットで、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
- (2) 国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガスケットで、450℃以上の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
- (3) 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるグランドパッキンで 500℃以上の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの

3 施行期日

平成 19 年 10 月 1 日

適用除外製品等（ポジティブリスト）の見直しについて

現在、製造等禁止が猶予されている製品のうち、以下の適用除外製品等の1のハ及び2の一部並びに4のロについて、適用除外製品等ではないものとする。（網掛け部分）

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシートガスケット	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの</p> <p>ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH11.5以上のも、熔融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの